

平成26年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市新津金屋運動広場		
管理者名	秋葉区スポーツフィールド運営グループ	指定期間	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日
担当課	秋葉区地域課		
所在地	新潟市秋葉区金屋260番地		
根拠法令	スポーツ基本法		
設置条例	新潟市体育施設条例		
施設概要	敷地面積 54,134㎡ 【野球場】 競技面積 13,675㎡ 観覧席 1,100人収容 照明 6基両翼98m・センター122m 【多目的グラウンド】 競技面積約 14,912㎡ 観覧席 400人収容 陸上400mトラック・芝生グラウンド（サッカー場）		

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用が確保すること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。

視点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市民	広報の充実	・HP等による毎月の情報提供	毎月実施	B	FBの内容は比較的充実しているが、その存在が十分に認知されているとはいえない。
	基準利用者数の達成	・年間利用者数13,000人以上	20,183人	A	大幅に目標を達成した。
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には7営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアル整備	実施	B	適切に実施していた。
	設置目的に合致したサービス提供	・施設や指定管理者の特色を生かした事業の実施	適切に実施した	B	適切に実施していた。
	地域連携	・地域と連携した事業の実施	・各連盟様との連携事業を実施 ・意見を伺う会の実施	A	適切に実施しており、かつ内容が優れていた。
財務	使用料収入の達成	・使用料が年間 788千円以上	1,249千円	A	大幅に目標を達成した。
業務	人身事故に関するもの	・補償を伴う事故発生件数0件 ・心臓停止事故件数の90%以上AEDを使用	0件	B	事故発生の報告なし。
	事業報告の適切さ	・事業報告の〆切厳守	報告日までに報告	A	報告日までに報告があり、かつ内容が優れていた。
	危機管理体制の整備	・危機管理マニュアルの職員周知	研修の実施	B	適切に実施していた。
	安全確保の取組	・防災訓練 年1回以上実施	2回実施	A	目標回数より多く実施した。
	事故防止の取組	・設備、備品等の日常点検及び定期点検による事故防止対策の実施	適宜実施	B	適切に実施していた。
	関係法令の遵守	・個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに対する職員周知	研修により周知	B	適切に実施していた。
	業務仕様書等に定める事項の遵守	・業務仕様書等に定める事項の遵守	適宜実施	B	適正に業務を遂行している。
人材	配置人員のスキルの習得度	・職員研修を年2回以上実施	年2回以上実施	B	適切に実施していた。

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

地域の皆様のご協力により年間利用者数と使用料収入を大きく達成することができました。今後も引き続き、地域の皆様と対話をしていながら施設効用の最大化に努めて参ります。

所管課による総合評価(所見)

指定管理初年度ながら、年間利用者数と使用料収入について大幅に目標を達成し、順調に運営している。日頃の芝管理等も丁寧に行われており、施設管理に関しては十分な管理がなされていると考える。地域との連携にも力を入れており、今後はさらなる事業展開を期待する。以上のことから、指定管理者として概ね優良であるといえる。